

# 水道工事標準仕様書

## 【配水管工事】

令和6年4月

光 市 水 道 局

# 水道工事標準仕様書

## 目 次

### 【一般事項】

1. 諸法規の遵守	1
2. 書類の提出	1
3. 現場代理人、主任技術者、監理技術者、専門技術者	4
4. 施工体制台帳	4
5. 工事实績情報の作成、登録	4
6. 保険の付保及び事故の補償	4
7. 対外折衝及び事前協議	5
8. 施工計画書	7
9. 附近住民への説明	7
10. 工事現場発生品	7
11. 事故措置と報告	8
12. 工事の検査	8
13. 疑義及び設計変更	8

### 【管布設工事】

1. 一般事項	9
2. 管の接合	9
3. 使用材料	9

### 【現場管理】

1. 保安施設の設置及び管理	14
2. 交通渋滞の防止	14
3. 事故の防止	14
4. 騒音・振動対策	14
5. 石綿セメント管の撤去	14
6. 関連工事との協調	14

7. 建設廃棄物	15
8. 既設物件の事故防止	15
9. 施工時期及び施工時間の変更	15
10. 緊急時の連絡	15
11. 天災への措置	15

### 【施工管理】

1. 目的	17
2. 適用	17
3. 構成	17
4. 管理の実施	17
5. 管理項目及び方法	18
6. 規格値	18
7. 是正措置	18
8. 水圧試験	19
9. 不断水分岐、不断水仕切弁	20
10. 通水切替作業	21
11. 合格判定	21
12. 出来形管理基準	22
13. 出来形管理項目一覧	23
14. 品質管理項目一覧	24
15. 写真管理基準	25
16. 撮影項目一覧	26
17. 写真撮影例	30

### 【別添】

竣工図書様式

記入例

# 標準仕様書

## 【一般事項】

### (適用範囲)

この水道工事標準仕様書（以下、仕様書とする。）は、光市水道局が発注する配水管の新設及び布設替工事等に適用し、発注者が請負により施工させる各種工事に適用する。

また、この仕様書以外に、特に必要とする事項及び条件については、各工事において特記仕様書に明記し適用することとする。

## 1. 諸法規の遵守

受注者は、工事請負契約書並びに、本仕様書に基づき、建設業法、道路交通法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達昭和62年3月20日）、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官平成29年3月31日）、建設機械施工安全技術指針（建設省建設経済局建設機械課長平成6年11月1日）、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省経建発第1号平成5年1月12日）、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日総理府・建設省令第3号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知昭和37年8月30日）、工事現場における大型標示板設置基準及び道路工事保安施設設置基準(案)（建設省道路局国道第一課長通知昭和47年2月）、及びその他関係法規を遵守すること。

なお、これらの諸法規の運用適用は受注者の負担と責任において行うものとする。

## 2. 書類の提出

(1) 受注者は以下の書類を期日までに、発注者の定める様式にて提出する。電子データについては、CD-Rの使用を原則とする。

(2) 提出した書類に変更が生じたときは、速やかに変更届を提出すること。

工事関係書類一覧表

①施工前

名称	提出期限	対象工事
工事着工届	契約時	
工事工程表	契約後5日以内	
現場代理人届	契約時	
主任技術者・監理技術者届	契約時（免状等も添付）	
使用材料承認図	資材調達前	
工事施工計画書	工事着手前	
再生資源利用計画書※ <sub>1、2</sub>	施工計画書に添付	該当する建設資材を搬入する工事
再生資源利用促進計画書※ <sub>1、2</sub>	施工計画書に添付	該当する建設副産物を搬出する工事
下請予定表	下請工事着手前	
施工体系図の写し	下請工事着手前	下請契約を締結した場合
施工体制台帳の写し	下請工事着手前	下請契約を締結した場合

※<sub>1</sub> 再生資源利用（促進）計画書は、原則として建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成することとし、工事完了後に工事登録証明書を提出すること。

※<sub>2</sub> 再生資源利用（促進）計画書を工事現場の見やすい場所に掲示すること。

②施工中

名称	提出期限	備考	様式No.
工事週間工程表	毎週	水曜日に前週分を提出	1
工事打合簿	随時		2

③工事完成時

名称	内容	提出形式	様式No.
工事完工通知書			—
完成図面	位置図・平面図・配管図	原図※ <sub>1</sub>	—
	配管オフセット図	電子データ (DXF、PDF)	3
工事写真	工事記録写真	写真帳 (カラーA4判) 電子データ (アルバム形式、JPEG)	—
工事使用材料報告書	本管・給水それぞれ提出		4・5
舗装展開図	面積計算書も添付 配水管・給水管をわけて 作成のこと	原図※ <sub>1</sub>	—
給水管切替台帳	水栓番号を必ず記入		6
出来形管理図	一覧表も添付		7
品質管理図	一覧表も添付		8
温度管理図			9
試験成績書	A s コア等の成績書		—
再生資源利用実施書※ <sub>2</sub>		帳票	10
再生資源利用促進実施書※ <sub>2</sub>		提出用データファイル	11
再資源化等報告書			12
産業廃棄物伝票一覧表			13
マニフェスト	A・E票の提示		—
建設発生土受領書	写しを提出		—
実施工程表			—

※<sub>1</sub> 完成検査時に配管、文字等が確認できるA判サイズで提出すること。

※<sub>2</sub> 再生資源利用（促進）実施書は、原則として建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成することとし、工事完了後に工事登録証明書を提出すること。

④その他監督職員が必要と認め、指示するもの

### 3. 現場代理人、主任技術者・監理技術者・専門技術者

現場代理人、主任技術者・監理技術者・専門技術者は、建設業法第26条の2に規定する者であって工事中は現場に常駐し、工事の運営管理を行うこと。

### 4. 施工体制台帳

(1) 受注者は工事を施工するために下請契約を締結した場合、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出する。

(2) (1)の受注者は、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを監督職員に提出する。

(3) (1)の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出する。

### 5. 工事实績情報の作成、登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が10日間(土曜日、日曜日、祝日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

### 6. 保険の付保及び事故の補償

(1) 受注者は、「雇用保険法」(昭和49年法律第116号)、「労働者災害保険補償法」(昭和22年法律第50号)、「健康保健法」(大正11年法律第70号)及び「中小企業退職金共済会」(昭和34年法律第160号)の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない

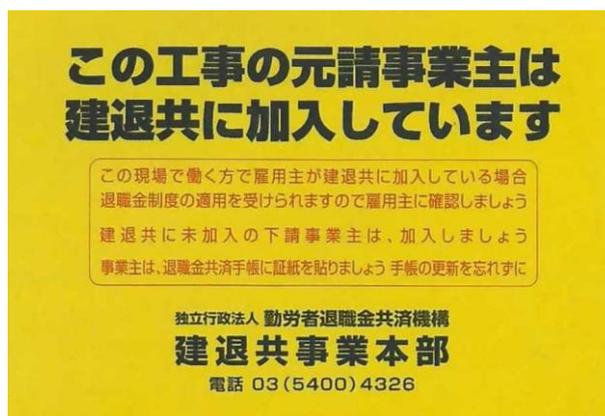
(2) 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償を行う。

(3) 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書(発注者用)を、発注者に提出する。

(4) 受注者は、(3)の\*適用標識の掲示を行う。

※適用標識（右図）

現場事務所・工事現場の見やすい  
場所へ掲示すること。



## 7. 対外折衝及び事前協議

工事施工に当たっては、多くの対外折衝及び事前協議を必要とし、施工に影響するばかりでなく工事の安全、事故防止にも関係するので、万全を期す必要がある。

協議紹介・提出先	内容	提出書類	照会又は書類提出者
道路管理者 ① 国道（188号） 山口河川国道事務所 道路管理第一課	事前協議、工事方法、路面復旧査定等	道路占用許可申請書 共同溝及び情報ボックスの近接工事に関わる協議書 工事着手届 工事完了届 工事規制情報（E-mail）	水道局 〃 水道局 〃 受注者
② 県道（主要地方・一般） 周南土木建築事務所	事前協議、工事方法、路面復旧査定等	道路占用許可申請書 工事着手届 工事完了届	水道局 〃 〃
③ 市道 建設部 監理課 管理係 道路河川課 道路維持係	事前協議、工事方法、路面復旧査定完了検査 舗装影響部立会	道路占用許可申請書 通行止め同意書 道路工事施工完了届及び検査依頼書	水道局 〃 〃 〃
④ 法定外（認定外）道路 建設部 監理課 管理係 道路河川課 道路維持係	事前協議、工事方法、路面復旧査定完了検査 舗装影響部立会	法定外公共物占用（使用）許可申請書 道路工事施工完了届及び検査依頼書 利害関係人承諾書	水道局 〃 〃 〃
⑤ 農道 建設部 監理課 管理係 道路河川課 道路維持係	事前協議 工事方法 路面復旧査定 舗装影響部立会	行政財産使用許可申請書 行政財産使用料減免申請書	水道局 〃 〃 〃

協議紹介・提出先	内容	提出書類	照会又は書類提出者
消防 消防本部（旧光市内） 東消防署（旧大和町）	消火栓の新設・移設・撤去等の事前協議 緊急車両の通行の影響  消火栓の断水	道路工事届出書（緊急車両の通行及び消火活動に支障を及ぼすおそれがある場合） 断水工事届出書	水道局 受注者 水道局
下水道 市役所 下水道課	事前埋設管確認 詳細調査	地下埋設物確認願	水道局 受注者
交通管理者 光警察署 交通課	信号ケーブル等に影響がある場合の事前協議	近接工事に関わる協議書 道路使用願	水道局 受注者
山口県 地域振興部情報企画課 等	情報ボックスの事前調査、 施工協議	情報ボックスの近接工事に関わる協議書	水道局
自治会	工事概要についての説明 （車両通行・作業時間等） 着手前の近隣挨拶	工事のお知らせ	水道局 受注者
市役所 環境事業課	ゴミ収集、し尿汲取り等に 伴う事前打ち合わせ	工事のお知らせ	水道局
教育機関	通学路及び通学バスの経路 に該当する場合の事前説明	工事のお知らせ	水道局
路線バス 市役所 公共交通政策課 防長交通(株) 周南営業所 周南近鉄タクシー(株)	バス運行に支障がある場合 の事前説明 （例：バス停の移動等）		受注者
山口合同ガス(株)	事前ガス管理設確認 着手前の施工協議 立会依頼	地下埋設物件確認願 協議書	水道局 受注者 〃
中国電力ネットワーク(株) 周南ネットワークセンタ ー 送電課	事前埋設管・送電線確認 立会依頼	地下埋設物件確認願	水道局 受注者
中国電力ネットワーク(株) 周南ネットワークセンタ ー 配電保修課	事前埋設管確認 立会依頼	地下埋設物件確認願	水道局 受注者
(株)NTT 西日本	事前埋設管確認 立会依頼	地下埋設物件確認願	水道局 受注者

## 8. 施工計画書

受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を作成し、監督職員に提出すること。

受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。

この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 安全管理
- (5) 指定機械
- (6) 主要船舶・機械
- (7) 主要資材
- (8) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
- (9) 施工管理計画
- (10) 緊急時の体制及び対応
- (11) 交通管理
- (12) 環境対策
- (13) 現場作業環境の整備
- (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (15) その他

また、受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出すること。

## 9. 附近住民への説明

工事現場附近住民に対しては、事前に監督職員と協議の上、工事施工の協力を求め、円滑な工事の進捗が図られるよう努めること。なお、工事施工にあたっての住民間とのトラブルが生じた場合は、受注者の責任で解決すること。

## 10. 工事現場発生物品

工事施工によって生じた現場発生物品は、監督職員へ報告すると共に、監督職員の指示に従うこと。

### 11. 事故措置と報告

工事現場(区間)で工事に起因する事故または、損害の申立が起きた場合は、適切な措置を講じるとともに、速かに監督職員に報告すること。

### 12. 工事の検査

検査は、中間検査、完工検査のほか、必要がある場合は、随時行うものとする。受注者は、検査に立会すると共に、これに協力しなければならない。また、検査後の補修を要する場合は受注者の費用負担とする。

### 13. 疑義及び設計変更

設計図書に疑義が生じた場合は、事前に監督職員と協議するとともに、全て監督職員の判断に従うものとする。

設計図書に明記なき場合、又は疑義がある場合は監督職員の指示に従うものとする。但し、施工技能上、当然必要なものは全て受注者の負担において、施工するものとする。

種々の要因により、設計書記載数量に対し軽微な増減がある場合において、請負額の増減は行わないものとする。受注者は変更事由に対する資料を必ず監督職員に提出することとする。

前項において、請負額の増減はしないものの、発注者が必要と認めた場合においてはこの限りではない。この判断は、発注者においてなすものとする。

原則として、受注者は工事現場の踏査、設計図書の確認を必ず事前に行い、疑義の質問書を監督職員に提出し、協議を図ること。(ただし、施工中予測できない事象については除く)

## 【管布設工事】

### 1. 一般事項

(1) 管布設にあたっては、あらかじめ設計図書等に基づき、平面位置、土被り、構造物等を正確に把握しておく。また、施工順序、施工方法、使用機器等について、監督職員と十分打合せを行った後、工事に着手する。

(2) 設計図書等により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

(3) 新設管と既設埋設物との離隔は、30 cm以上とする。ただし、所定の離隔が保持できないときは、監督職員と協議する。

### 2. 管の接合

管の接合については、各種接合要領によるものとする。

### 3. 使用材料

(1) 管及び弁類等は、日本産業規格（以下「JIS」）、日本水道協会規格（以下「JWWA」）及び管理者の定めた規格に適合したもので、所定の検査に合格したものである。また、合格したものであっても、使用時になって損傷、変質したときは、新品と取替え、再び検査を受けること。

(2) 下記に示す材料については、指定のものを使用する。

①水道用耐震型高性能ポリエチレン管 口径φ75mm以下はPWA規格とする。

②水道用耐震型高性能ポリエチレン管 口径φ100mm以上はJWWA規格とする。

③ダクタイル鋳鉄管については、内面エポキシ樹脂粉体塗装を使用する。

④K形ダクタイル鋳鉄管について、直管、切管ともに1種管とする。

⑤NS形ダクタイル鋳鉄管について、口径φ450mm以下は挿し口加工を行う場合は1種管とする。

⑥NS形ダクタイル鋳鉄管について、口径φ450mm以下は直管1本使用する場合は3種管とする。

⑦NS形ダクタイル鋳鉄管について、口径φ500mm以上は直管、切管ともにS種管とする。

⑧GX形ダクタイル鋳鉄管について、口径φ300mm以下は直管、切管ともにS種管とする。

⑨GX形ダクタイル鋳鉄管について、口径φ350mm以上は直管、切管ともに1種管とする。

⑩鋳鉄管の切断面は指定の塗料で補修すること。

⑪ドレン用仕切弁は、φ50mm～φ30mmについては青銅製仕切弁とし、φ25mm以下については埋設用仕切弁とする。なお、50mm以下の仕切弁についても同様とする。

⑫配水管の新設バルブの継手構造については、原則、フランジレス構造とする。

なお、既設仕切弁等を利用する場合についてはその限りではない。

⑬消火栓及び空気弁（ともにφ75mm以上）の補修弁については、ボール弁体操作部分をレバータイプではなく、キャップ式とする。また、設計図書にて指示する場合は、耐震補修弁とし、フランジ結合部は補強すること。

- ⑭弁栓蓋については、**図1～3**の表記とする。蓋の据付け方向については、原則として図示のとおりとし、目的として使用しやすいよう配慮すること。
- ⑮別途監督職員が必要と認め、指示するもの。

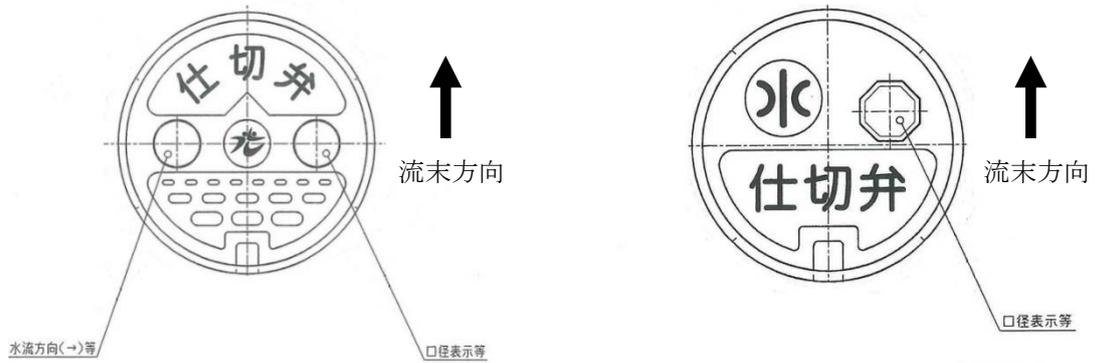


図1. 仕切弁蓋

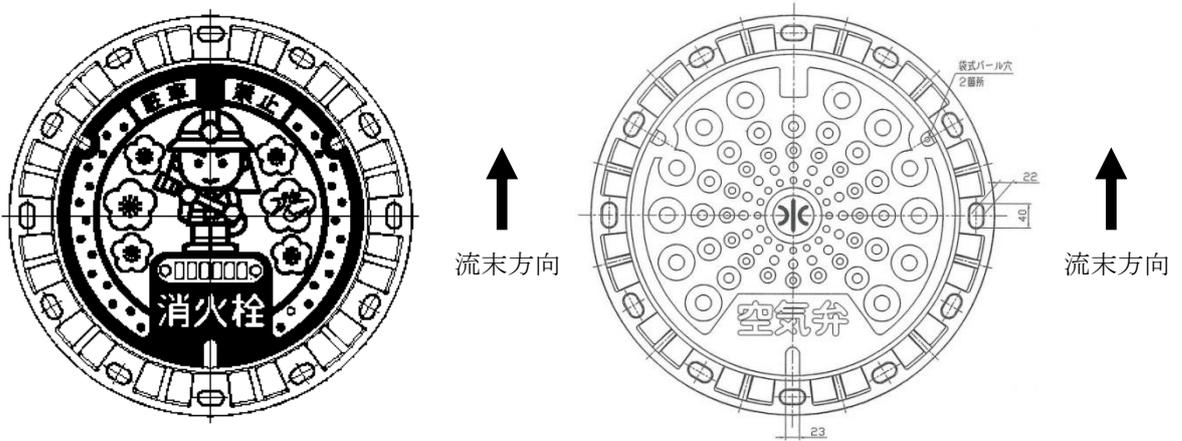


図2. 消火栓及び空気弁

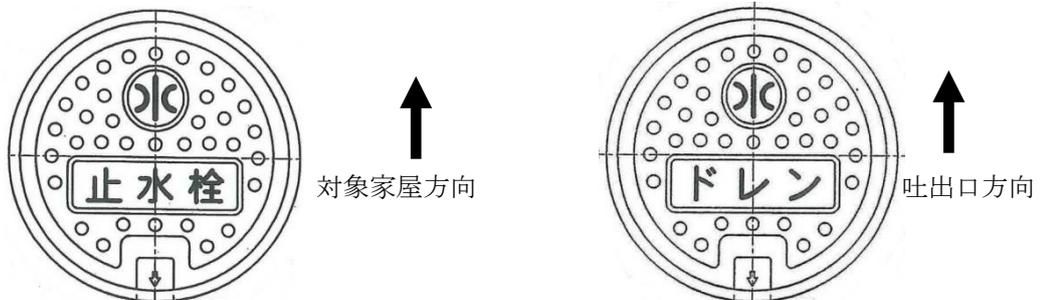


図3. 止水栓及びドレン

水道用品規格表①

日本産業規格 (JIS)	
記号・番号	名称
B 2062	水道用仕切弁
B 2063	水道用空気弁
B 2064	水道用バタフライ弁
B 2301	ねじ込み式可鍛铸铁製管継手
B 2302	ねじ込み式鋼管製管継手
B 7501	切線流羽根車単湿式13mm水道メータ
B 8410	水道用減圧弁
G 3442	水道用亜鉛めっき鋼管
G 3443	水道用塗覆装鋼管
G 3451	水道用塗覆装鋼管の異形管
G 3491	水道用鋼管アスファルト塗覆装方法
G 5526	ダクタイトイル铸铁管
G 5527	ダクタイトイル铸铁異形管
G 5528	ダクタイトイル铸铁異形管内面エポキシ樹脂粉体塗装
K 6353	水道用ゴム
K 6742	水道用硬質塩化ビニル管
K 6743	水道用硬質塩化ビニル管継手
K 6762	水道用ポリエチレン二層管

水道用品規格表②

日本水道協会規格 (JWWA)	
記号・番号	名称
A 106	水道用コンクリート止水栓きょう
A 111	水道用プレストレストコンクリート管
A 113	水道用ダクタイトイル铸铁管モルタルライニング
B 103	水道用地下式消火栓
B 107	水道用分水栓
B 108	水道用止水栓
B 109	切線流羽根車単湿式水道メータ
B 110	水道用ねじ式制水弁きょう
B 111	水道用铸铁止水栓きょう

B 113	水道用二段式止水栓きょう
B 115	水道用10kgf/cm <sup>2</sup> 仕切弁
B 116	水道用ポリエチレン管金属継手
B 117	水道用サドル付分水栓
B 119	切線流羽根車単湿式・液封直読13mm水道メータ
B 120	水道用ソフトシール弁
B 122	水道用ダクタイル鑄鉄仕切弁
B 126	水道用補修弁
B 132	円形鉄蓋
B 137	水道用急速空気弁
B 138	水道用バタフライ弁
G 112	水道用ダクタイル鑄鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装
G 113	水道用ダクタイル鑄鉄管
G 114	水道用ダクタイル鑄鉄管異形管
G 114-2	水道用うず巻式ダクタイル鑄鉄フランジ式T字管（消火栓用）
G 115	水道用ステンレス鋼管
G 116	水道用ステンレス鋼管継手
G 117	塗覆装鋼管
G 118	塗覆装鋼管異形管
G 120	水道用GX形ダクタイル鑄鉄管
G 121	水道用GX形ダクタイル鑄鉄異形管
H 101	水道用鋼管
H 102	水道用鋼管継手
K 116	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管
K 117	水道用樹脂コーティング管継手
K 118	水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管
K 119	水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管継手
K 129	水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管
K 130	水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管継手
K 131	水道用硬質塩化ビニル管のゴム輪形鑄鉄異形管
K 132	水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管
K 135	水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法
K 136	水道用エボナイト棒及び板
K 137	水道用ねじ切り油剤及びシール剤
K 138	水道送・配水管更生用無溶剤型二液エポキシ樹脂塗料
K 139	水道用ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗料

K 140	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管
K 141	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管用管端防食型継手
K 142	水道用耐熱性液状シール剤
K 143	水道用コンクリート水槽内面エポキシ樹脂塗料塗装
K 144	水道配水用ポリエチレン管
K 145	水道配水用ポリエチレン管継手
K 148	レジンコンクリート製ボックス
K 150	水道用ライニング鋼管用管端防食型継手
K 156	水道施設用ゴム材料
K 157	水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料塗装方法
K 158	水道用ダクタイトル鋳鉄管用ポリエチレンスリーブ

水道用品規格表③

建築設備用ポリエチレンパイプシステム研究会規格 (PWA)	
記号・番号	名称
001	水道配水用ポリエチレン管
002	水道配水用ポリエチレン管継手

水道用品規格表④

配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格 (PTC)	
記号・番号	名称
K 03	水道配水用ポリエチレン管
K 13	水道配水用ポリエチレン管継手
G 30	水道配水用ポリエチレン管メカニカル継手
G 31	水道配水用ポリエチレン管不断水分岐割T字管
G 32	水道配水用ポリエチレン管挿し口付きダクタイトル鋳鉄異形管
B 20	水道配水用ポリエチレン管サドル付分水栓
B 21	水道配水用ポリエチレン管金属継手 (ISO変換継手)
B 22	水道配水用ポリエチレン管挿し口付きソフトシール仕切弁

## 【現場管理】

### 1. 保安施設の設置及び管理

工事現場には、一般交通に支障がなく道路利用者が視認しやすい場所に工事名、工事内容、工事期間、工事発注者名、工事受注者名、電話番号を明記した規定の工事標示板(図1・2)を設置し、工事施工にあたっては、交通の安全対策について、監督職員、道路管理者及び所轄の警察署と協議するとともに「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」及び「道路工事現場における標示施設等の設置基準」並びに「工事現場における大型標示板設置基準及び道路工事保安施設設置基準(案)」に基づいて保安施設を設けるとともに、これを常に適正に管理し、道路利用者が容易に視認できるように努め、事故防止に万全を期すこと。

### 2. 交通渋滞の防止

受注者は、工事中の交通制限で、交通渋滞が予測される工区の施工にあたっては、必ず交通整理員を配置して交通整理にあたりるとともに、通勤時間等交通が混雑する時間帯をさける等、常に交通の流れを阻害しないように努めること。

### 3. 事故の防止

受注者は、「土木工事安全施工技術指針」、「建設機械施工安全技術指針」及び「建設工事公衆災害防止対策要綱」に基づいて、現場管理を行い、事故並びに労働災害の防止に万全を期すこと。

### 4. 騒音・振動対策

受注者は、「騒音規制法」、「振動規制法」及び「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」に基づき、工事中の騒音振動の発生防止に努めること。

### 5. 石綿セメント管の撤去

石綿セメント管の撤去にあたっては、「石綿障害予防規則」(厚生労働省令第21号平成17年2月24日)及び廃棄物処理等関係法令に基づくとともに、「水道用石綿セメントの撤去作業における石綿対策の手引き」(厚生労働省健康局水道課平成17年8月)を活用し適切に施工すること。

### 6. 関連工事との協調

受注者は、工事区間が他の工事と関連する場合は、事前に工事計画を協議し、互いに連絡をとり、手もどりや紛争を起こさないように協調して施工にあたること。

## 7. 建設廃棄物

(1) 受注者は、廃棄物処理法に規定する委託基準を厳守すること。

(2) 受注者は、運搬については産業廃棄物収集運搬業者と、処分については廃棄物処分業者とそれぞれ個別に直接契約すること。

(3) 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に提示しなければならない。

## 8. 既設物件の事故防止

受注者は、工事現場及び周辺の地上及び地下の既設構造物を事前に調査・把握し、工事施工にあたっては、事故防止に努めるとともに、損傷のおそれがある場合は、関係各社の立会を求めて、適切な防護措置を講ずること。

## 9. 施工時期及び施工時間の変更

(1) 受注者は、施工時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。なお、施工時間の変更については、緊急を要する場合のみに限り、原則、施工時間の変更は認められない。

(2) 受注者は、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に監督職員と協議を行う。

## 10. 緊急時の連絡

工事施工中に万一緊急事態が発生した場合、迅速かつ適切な措置が講じられるよう緊急時の連絡先及び連絡方法を作成し、監督職員に提出するとともに、現場代理人は管理を徹底すること。

## 11. 天災への措置

豪雨による出水その他天災に対しては、平素から気象状況等に十分注意し、これに対処できるような準備するとともに、必要に応じて適切な措置を講ずること。

留意事項

表示内容については、現場説明書に記載すること。  
同一事業の別工事については、施工主体の名称及び電話番号を統一すること。ダイヤルインがある場合は、それを記載すること。

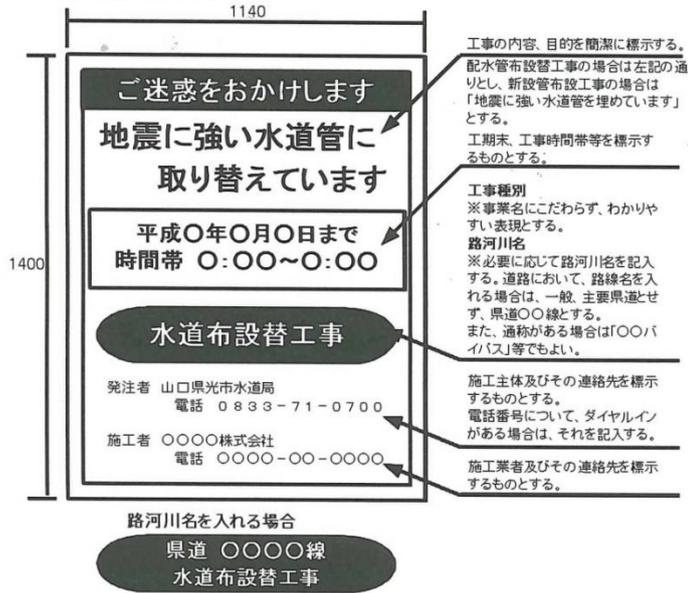


図 1. 工事標識板



※ 発注者 山口県光市水道局  
電話 〇〇〇〇  
施工者 〇〇〇〇株式会社  
電話 〇〇〇〇

図 2. 工事説明看板

## 【施工管理】

(施工管理基準)

本工事の施工管理基準（以下、「管理基準」とする。）は、（社）日本水道協会発行の「水道工事標準仕様書(土木工事編 2010版)」を基に作成したものであり、この管理基準に記載のない事項については、山口県土木施工管理基準、舗装試験法便覧、コンクリート標準仕様書によるものとする。

### 1. 目的

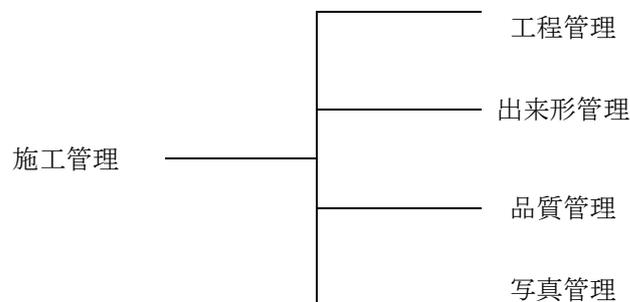
この管理基準は、光市水道局が発注する水道工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

### 2. 適用

この管理基準は、光市水道局が発注する水道工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。

また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合や、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

### 3. 構成



### 4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

## 5. 管理項目及び方法

### (1) 工程管理

受注者は、工程管理を工事内容に応じた方式（ネットワーク（PERT）又はバーチャート方式など）により作成した実工程表により行うものとする。

ただし、緊急修理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

### (2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

### (3) 品質管理

受注者は、品質を「品質管理基準」により管理し、品質管理図表等を作成するものとする。

### (4) 写真管理

- ① 受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を撮影し適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に、提出しなければならない。
- ② 規格値が定められている工種においては、施工状況の写真に加えて測定の数値等が判断できる写真を撮影するものとする。

## 6. 規格値

受注者は出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

## 7. 是正措置

(1) 受注者は、全体及び重要な工種の工程に遅れが生じたときには直ちに原因を究明し、改善策を立案して、監督職員と協議しなければならない。

(2) 受注者は、実測値が規格値を外れた場合には、直ちに原因を究明し、改善策を立て監督職員に報告の上、その指示を受けなければならない。また、実測値が設計（規格）値に対し偏向を示す場合やバラツキが大きい場合は、直ちに原因を究明し、改善を図らなければならない。

## 8. 水圧試験

配管及び継手接合後、正しく施工されていることを確認するため水圧試験を行う。

水圧試験は、以下のような手順で実施する。

なお、通水作業は原則、**監督職員**が行うものとする。

### (1) 準備

試験実施区間を仕切弁、止水栓、フランジ蓋などで仕切るとともに、給水栓、消火栓、空気弁、排水栓などで十分排気できる構造としていることを確認し、水圧計および試験ポンプを準備する。

### (2) 通水

通水は原則として管路の低い方から行い、給水栓、排水栓、消火栓などを開いて、管内の空気を除去しながら行う。原則、通水作業は一昼夜をめどとして行い、翌日、空気の排気を確認できたら、試験区間の仕切弁または止水栓を閉じる。

通水は、急激に行うと管路内の空気圧で思わぬ事故を招くこともあるので、通水の際は仕切弁または止水栓は徐々に開けて、排気状態を確認しながら通水量を調整すること。

### (3) 加圧および圧力変化の調査

水圧計を給水栓、排水栓、消火栓などに取り付ける。試験圧力まで加圧した後、所定時間保持させ、この間の管路の異常の有無および圧力変化を調査する。

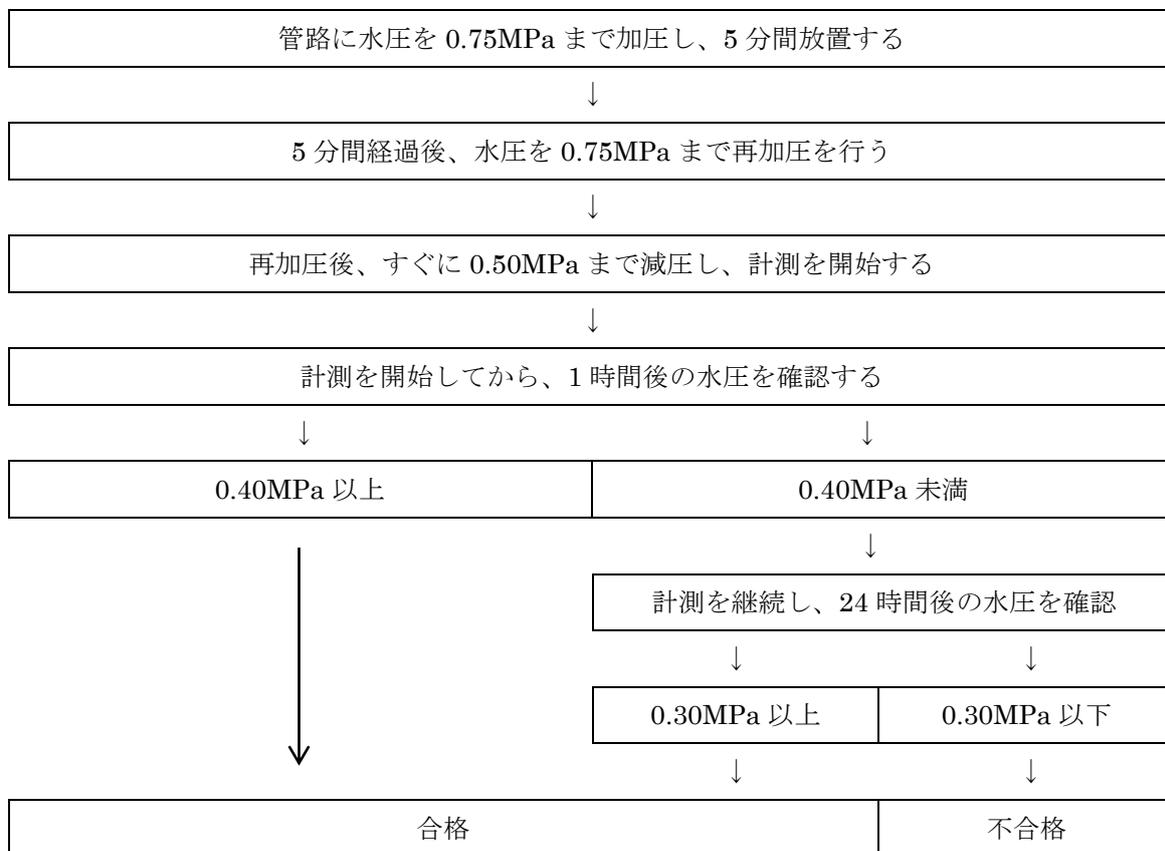
試験水圧については試験水圧については、鑄鉄管の場合、0.75MPa 以上を負荷して 10 分間経過後に水圧低下しなければ合格とする。

配水用ポリエチレン管については、**表 1** の内容にて水圧試験を行う。

### (注意事項)

- ① 配水用ポリエチレン管について、最後の EF 接合終了後、下記に示すように一定時間以上経過した後に行うこと。
  - ・試験圧力が 1.0MPa 未満の場合：30 分以上経過した後に行う
  - ・試験圧力が 1.0MPa 以上の場合：1 時間以上経過した後に行う
- ② 水圧による管路の移動を防ぐため、ある程度の埋め戻し後、実施することが望ましい。
- ③ 配水用ポリエチレン管については、漏水がない場合でもプラスチック材料特有の初期膨張による水圧値の初期低下が見られるので、注意が必要である。また、水圧値の低下挙動は管種や管路の形態、締め固めの程度、管路内の空気量などで変わる。

表1：水圧 0.75MPa 以下で配水管の試験をする場合（配水用ポリエチレン管）



### 9. 不断水分岐、不断水仕切弁

本体取付、水圧試験、穿孔、通水作業を対象とする。

施工に際しては、原則、監督職員の立会を実施する。ただし監督職員が不要と判断した場合は立会を省略できる。

試験水圧については、0.75MPa以上を負荷して5分間経過後に水圧低下しなければ合格とする。

## 10. 通水切替作業

- ①配水管の新設・布設替に伴う通水切替作業・仕切弁の開閉操作を対象とする。
- ②仕切弁操作については、原則、**監督職員が行う**ものとする。
- ③受注者は、作業予定日について監督職員と協議を行い、作業実施の日程調整を図る。  
作業時間帯については、原則、**13:00～16:00**とし、時間内に濁水処理まで行うこととする。ただし、状況によってはこの限りではない。
- ④受注者は、事前に当該区域、周辺の仕切弁、ドレン、消火栓、空気弁等について十分調査、確認を行う。
- ⑤監督職員及び受注者は、**商業施設、病院、官公庁、学校、その他重要施設**が断水の対象となる場合について、事前に十分な協議を行う。また、必要に応じ、**応急給水**の準備も検討する。
- ⑥監督職員は、作業日程、内容が決定次第、**断水工事伺い**を作成し局内の承諾を受ける。
- ⑦監督職員は、⑥の承諾を受けた後、**断水工事届出書**を作成し、消防署へ提出する。
- ⑧受注者は、断水の対象各戸への広報を**監督職員の指示**により行う。  
広報の方法として、**案内文を対象各戸へ配布**し、作業の周知徹底を行う。  
また、事前に広範囲にわたり断水となる場合については、**監督職員が市の広報誌**へ情報を掲載する。

## 11. 合格判定

出来形および品質の合否判定は、出来形管理基準及び品質管理基準に基づき、次により行うものとする。

### (1) 出来形

測定項目及び測定基準により実測し、その規定値がすべて規格値の範囲内にあるとともにその平均値は設計値以上なければならない。

### (2) 品質

施工後の試験結果は、品質規格を満足しなければならない。

## 12. 出来形管理基準

### (1) 出来形管理基準の留意点

出来形管理基準の適用については、次のことに留意するものとする。

- ① 出来形管理は出来形の検測が基礎であり、測定にあたっては正確に行わなければならない。施工完了後、明視できない部分については、工事写真管理と併用して入念に測定し記録しておかなければならない。
- ② 各工事においては、原則として、設計図面に示された測点に従い、各測点等で出来形管理を行う（各工種の測定基準により出来形管理表の作成を行う）。
- ③ 伏せ越し等により土工断面が変化する箇所については、断面毎の掘削工に関する出来形管理を行う。また、その箇所の表記は、直近の測点からの距離を測定し、測点 No.○○+○○.○○○m 又は測点 No.○○-○○○m とする。
- ④ 道路復旧等の施工管理は、各道路管理者の定める基準によるものとする。

### (2) 測点の設置基準

- ① 起・終点
- ② 施工延長 20m 毎に 1 箇所 (ただし、施工延長 20m 以下のものについては、起・終点間に 1 箇所とし、極端に延長の短いものについては監督職員と協議して定める)

※特記仕様書等で別途定めのある場合は、その指示によるものとする。

- ③ 分岐箇所（給水管含む）、弁類（仕切弁、消火栓、空気弁等）設置箇所及び変化点

### (3) 各工種及び測定項目等

受注者は出来形管理にあたり、監督職員と設計数量との整合性について協議し、次の出来形管理基準表の各項目について測定し、適切な管理を行わなければならない。

### 13. 出来形管理項目一覧

下記以外の項目については、別途、監督職員による指示又は山口県土木工事施工監理基準の項目を適用することとする。

単位：mm

工種	測定項目	規格値	測定基準	摘要
管路掘削工	深さ	± 30	測点毎に1箇所 深さは、中心線で測定	
	幅	- 50		
管路埋戻工 (埋戻材)	基準高	± 30	測点毎に1箇所 基準高は、中心線で測定	
管路埋戻工 (管保護材天端)	基準高	± 30	測点毎に1箇所 基準高は、中心線で測定	
管路布設工	基準高	設計値以上	測点毎に1箇所 境界からの距離を測定	
	埋設位置	± 50		
管防護工 砕石基礎	幅	- 50	施工箇所すべて	
	厚さ	- 30		
管防護工 コンクリート	幅、長さ	設計値以上		
	厚さ	設計値以上		
下層路盤工	基準高	± 50	測点毎に1箇所 基準高・厚さは、中心線で測定 10個の測定値の平均	
	厚さ	- 45		
	厚さ (X10)	- 15		
	幅	- 50		
上層路盤工	厚さ	- 30	測点毎に1箇所 10個の測定値の平均 厚さは、中心線で測定	
	厚さ (X10)	- 10		
	幅	- 50		
基層工	厚さ	- 12	測点毎に1箇所 10個の測定値の平均 厚さは、中心線で測定 コアは、1000㎡以下は1個 1000㎡以上は2個	
	厚さ (X10)	- 4		
	幅	- 25		
表層工	厚さ	- 9	測点毎に1箇所 10個の測定値の平均 厚さは、中心線で測定 コアは、1000㎡以下は1個 1000㎡以上は2個	
	厚さ (X10)	- 3		
	幅	- 25		

矢板工	基準高	± 5 0	測点毎に 1 箇所	
	根入長	設計値以上	2 0 m未満は 1 施工箇所 に 1 箇所	
	変位	1 0 0		
ボックス設置	オフセット	± 5 0	施工箇所すべて 固定点から 2 点以上で測定	
	据付位置	中心	スピンドルが中心となるよう据付	

#### 14. 品質管理項目一覧

下記以外の項目については、別途、監督職員による指示又は山口県土木工事施工監理基準の項目を適用することとする。

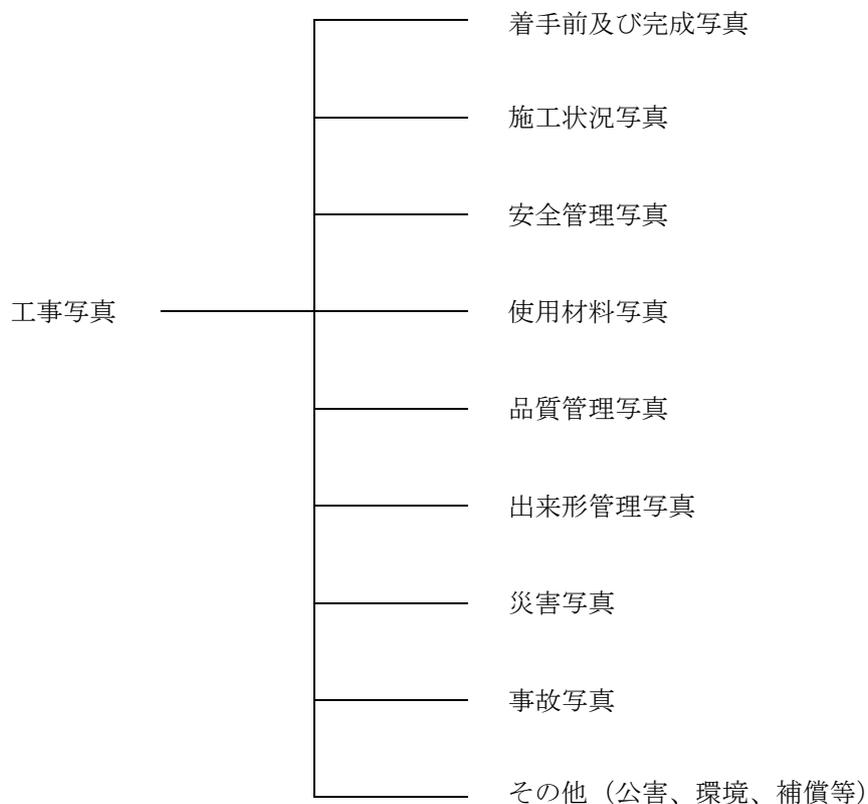
工種	種別	試験項目	規格値	測定基準
管路布設工	材料	外観・形状寸法		全数
	施工	継手		※全箇所(K, NS, GX, EF, フランジ)
表層工	舗設現場	現場密度の測定	基準密度の 9 4 %以上	1 0 0 0 m <sup>2</sup> につき 1 回
		測定温度 (初期締固め前)	1 1 0 °C以上	台数毎又は合材の種別 ごと
		外観検査		随時
矢板工	施工	外観・形状寸法	有害な傷、変形 が無いこと	搬入時、全数
ボックス設置工	材料	外観・形状寸法		全数

※継手部の管理については、チェックシートにて行うこととする。

様式については、(社)日本ダクタイル鉄管協会、配水用ポリエチレンパイプシステム協会のホームページにてダウンロード可能。

## 15. 写真管理基準

### (1) 工事写真の分類



### (2) 工事写真の撮影基準

#### ① 撮影頻度

工事写真の撮影頻度は撮影項目一覧に示すものとする。

#### ② 提出物

- ・ 工事写真帳 (カラーA4版) 1部
- ・ 電子データ (原則、CD-Rとする) 1枚
- ・ その他監督職員が指示するもの

### (3) 留意事項

- ① 撮影項目、撮影頻度等が工事内容により不適切な場合は、監督職員の指示により追加、削除するものとする。
- ② 不可視となる出来形部分については、出来形寸法が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- ③ 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図等をアルバムに添付する。
- ④ 撮影箇所一覧に記載のない工種については監督職員の承諾を得て取り扱いを定めるものとする。

## 16. 撮影項目一覧

区分	工種	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	摘要
着工前・完成	着工前	全景又は代表部分	着手前	測点毎	周囲の状況が分かるよう全景が入るよう撮影すること
	完成	全景又は代表部分	完成後	測点毎	
施工状況	工事施工中	施工中の写真	施工中	工種、種別ごとに	
	仮設	使用材料、仮設状況	施工前後	1 施工箇所に 1 回	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	発生時	必要に応じて	
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	設置後	各種類毎に 1 回	
		各種保安施設の設置状況	設置後	各種類毎に 1 回	
		監視員の交通整理状況	作業中	必要に応じて 各 1 回	
		安全訓練等の実施状況	実施中	月に 1 回	
使用材料	使用材料	形状寸法	検収時	各品目毎に 1 回	
		検査実施状況	検査時	検査実施時に 1 回	
品質管理	管路布設工	継手部検査	検査実施中	検査実施毎に 1 回	
	表層工	現場密度の測定	試験実施中	合材の種類毎 に 1 回	コア採取状況 厚さ検測
		温度測定	試験実施中	台数毎	

区分	工種	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	摘要
出来形管理	管路掘削工	掘削状況	施工中	測点毎	掘削機の運転手がわかるよう撮影
		深さ	施工後	測点毎	
		幅	施工後	測点毎	
	管路埋戻工 (埋戻材)	埋戻し、転圧状況	施工中	測点毎	
		基準高	施工後	測点毎	
	管路埋戻工 (管保護材 天端)	埋戻し、転圧状況	施工中	測点毎	管下の転圧状況も撮影
		基準高	施工後	測点毎	
	管路布設工	布設状況	施工中	測点毎	管のつり込み据付作業状況
		管切断(端面処理)状況及び切管延長	施工後	全数量	铸铁管については塗料塗布状況も撮影
		管接合状況	施工中	継手部毎	※注
		明示テープ取付け、明示シート敷設	施工中	測点毎	
		埋設深度	施工後	測点毎、変化点毎	
		埋設位置	施工後	測点毎、変化点毎	土被り及び境界からの距離
		既設構造物との離隔	施工後	適宜	
		既設管との連絡状況	施工中 施工後	1 施工箇所毎	不断水連絡工を含む
	管防護工	砕石基礎転圧状況	施工中	1 施工箇所毎	
		幅	施工後	1 施工箇所毎	
		厚さ	施工後	1 施工箇所毎	
		コンクリート打設状況	施工中	1 施工箇所毎	
		幅、長さ	施工後	1 施工箇所毎	
		厚さ	施工後	1 施工箇所毎	
下層路盤工	整正、転圧状況	施工中	2 測点毎に1回		
	厚さ	施工後	2 測点毎に1回		
	幅	施工後	2 測点毎に1回		

区分	工種	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	摘要
出来形管理	上層路盤工	整正、転圧状況	施工中	2測点毎に1回	
		厚さ	施工後	2測点毎に1回	
		幅	施工後	2測点毎に1回	
	表層工	舗装切断工	施工後	2測点毎に1回	影響幅部分の寸法がわかるよう撮影
		整正、転圧状況	施工中	2測点毎に1回	
		乳剤散布状況	施工中	2測点毎に1回	
		幅	施工後	2測点毎に1回	
		厚さ	施工後	2測点毎に1回	
	矢板工	打込状況	施工中	1施工箇所 1回	
		根入長	施工後	1施工箇所 1回	
		数量	施工後	全数量	
	ボックス設置	設置状況	設置後	全箇所	
給水管	管布設工	配管状況	完了後	全箇所	防食フィルム取付状況・コア挿入状況も撮影すること
	管接合工	既設給水管接合部分	完了後	全箇所	
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	被災時	その都度	
			被災直後		
			被災後		
事故	事故報告	事故の状況	被災時	その都度	
			被災直後		
			被災後		
その他	補償関係	損害又は被害状況	被災時	その都度	
			被災直後		
			被災後		
	環境対策	各施設	設置後	各種毎に1回	使用機械の排ガス対策等のステッカーが確認できること

区分	工種	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	摘要
その他	イメージアップ等	設置状況	設置後	各種毎に1回	
	仮設事務所・トイレ	設置状況	設置後	設置毎	
	支障物件	位置、寸法、処理状況	掘削後	施工箇所毎	
	地下埋設物件防護工	仕上がり状況	施工後	施工箇所毎	
	産廃物処分 残土処理	積込状況	施工中	搬出種別毎に1回	
		積載状況 (車両全景)	積込後	搬出種別毎に1回	運搬許可書及び車両ナンバープレートがわかるよう撮影
		施設搬入状況	施設到着時	搬出種別毎に1回	施設名及び車両ナンバープレートがわかるよう撮影
	水圧試験	試験状況 (铸铁管)	静水圧	試験実施箇所 毎	水圧が確認でき、 黒板には必ず時刻 を明記した写真と する
			測定開始時 (0.75Mpa加圧)		
			測定終了後		
試験状況 (配水用ポリエチレン管)		静水圧			
		測定開始時 (0.75Mpa加圧)			
		測定開始時 (0.5Mpa減圧)			
	測定終了後				

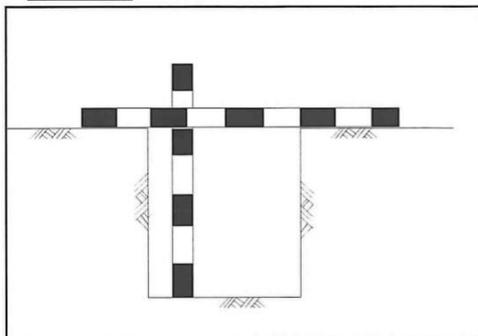
上記以外で監督職員の指示によるもの及び維持管理上必要なもの

(※注) 融着接合の継手部については継手部に融着終了時刻、クランプ取り外し時刻、施工者名を記入、インジケータ隆起部を明示し、クランプを取付けた状態で撮影を行うこと。铸铁管の接合については挿入状況およびゲージによる測定状況を黒板に数値を明記し撮影することとする。

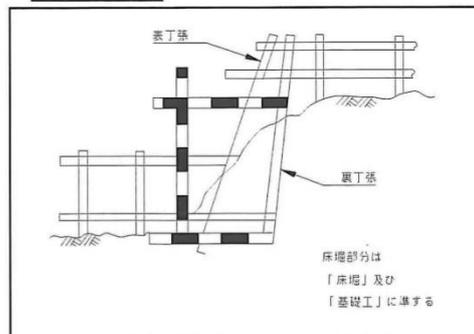
## 17. 写真撮影例

代表的な一例であり工事の種類、規模、施工条件、現場の状況により、受注者が工夫して目的を達せられるように撮影すること。

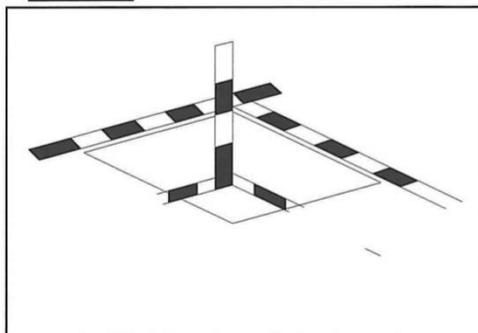
布掘



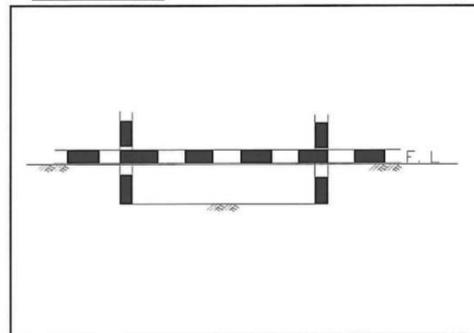
切取り法面



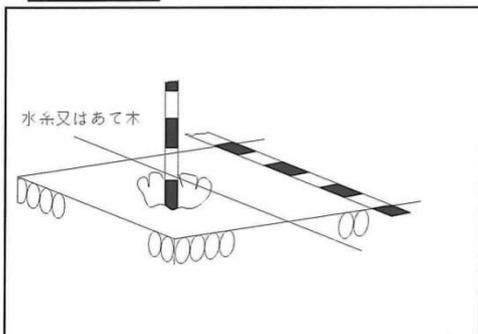
床掘



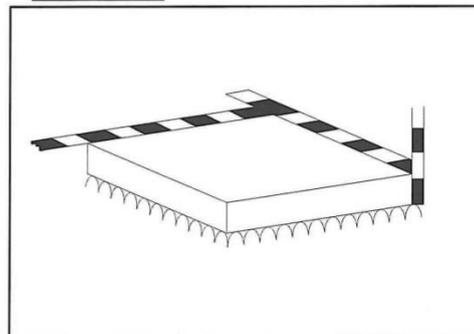
砕石基礎工



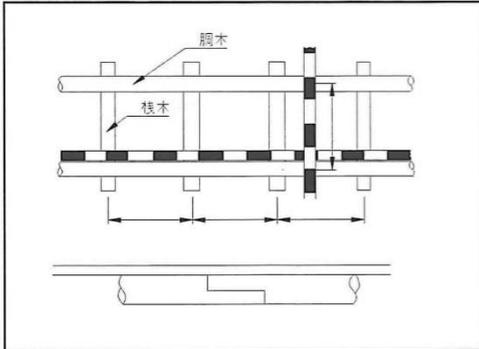
砕石基礎工 (転圧完了後)



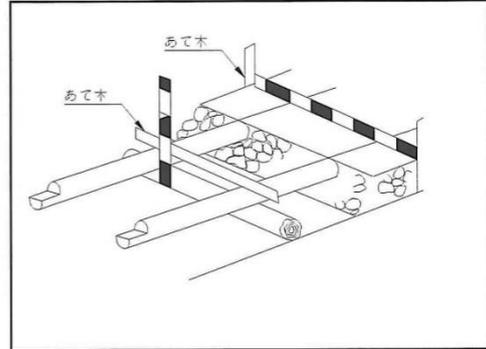
置換基礎工



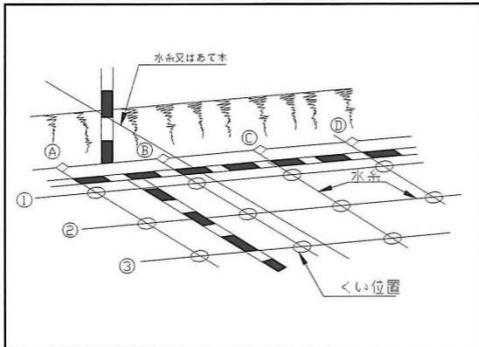
胴木， 棧木等組立， 据付け



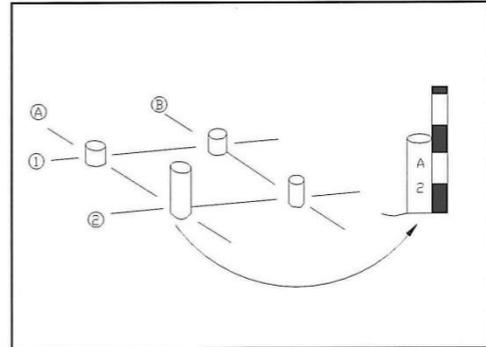
碎石基礎充填



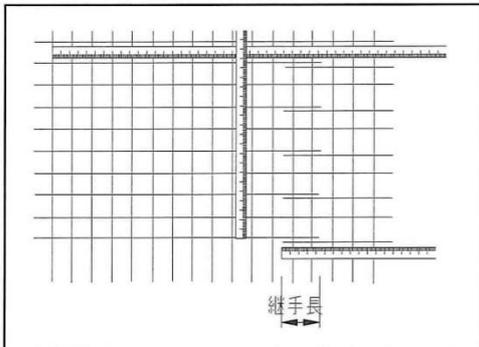
施工前くい位置



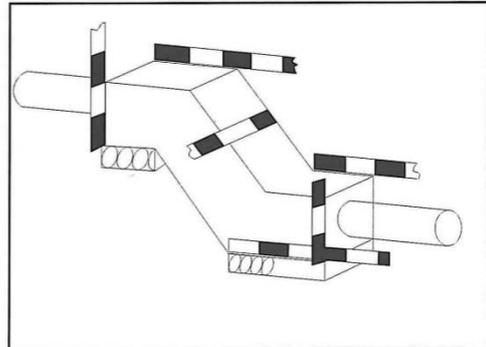
打込み後くい位置



各部配筋寸法

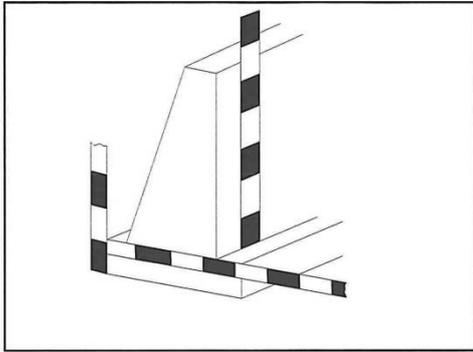


主要部形状寸法

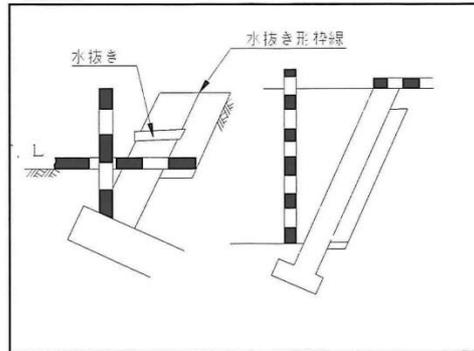


・組立全長及びかぶりも測定する。

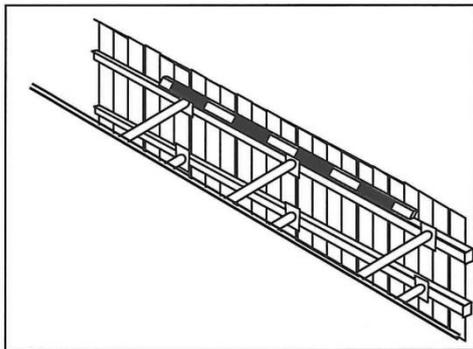
主要部形状寸法



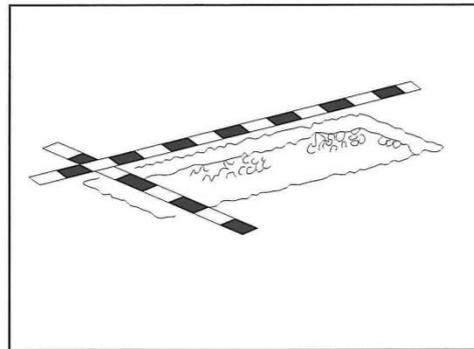
石積



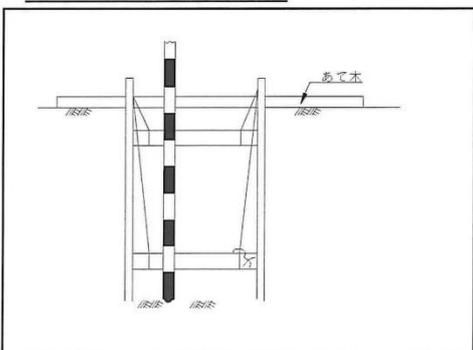
腹起し切梁の設置間隔



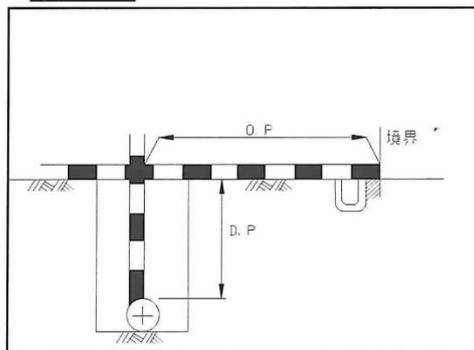
試掘工



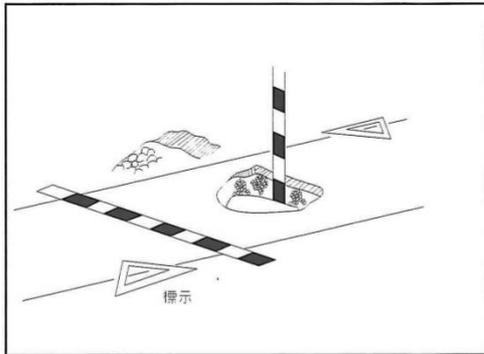
腹起し切梁の設置間隔



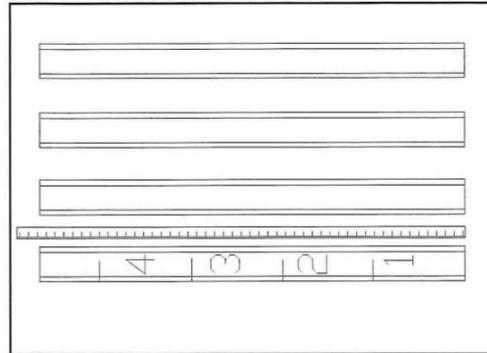
布設位置



路面仮復旧工

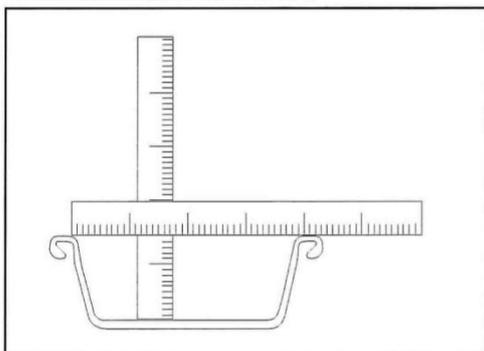


矢板長 (既製杭長)

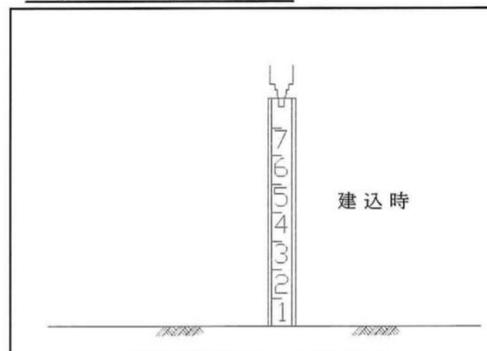


・矢板には1 mごとにマークを記入する。

矢板断面 (既製杭断面)

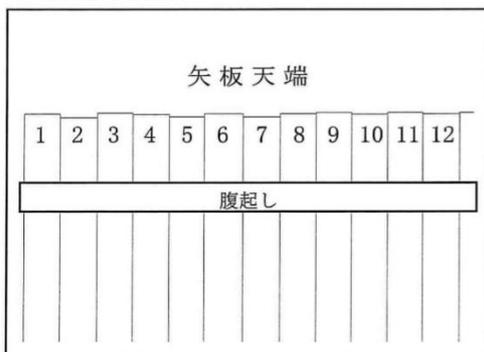


矢板断面 (既製杭長)

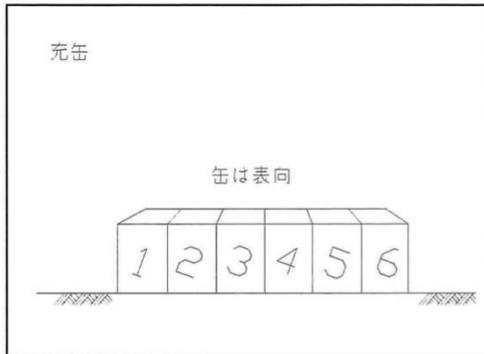


・矢板には1 mごとにマークを記入する

矢板打込枚数

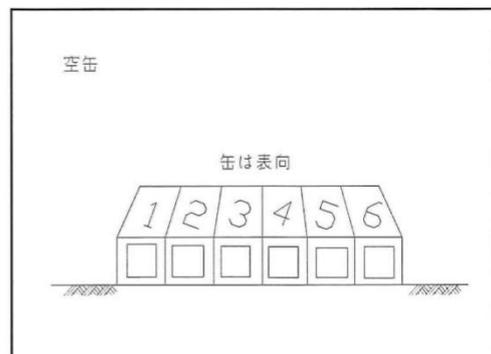


### 塗料等（使用前）



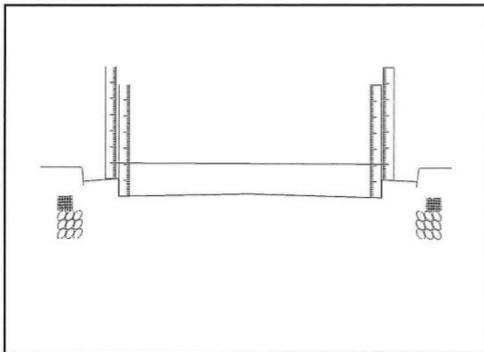
- JIS マーク又は商品名が確認できるように撮影する。

### 塗料等（使用后）

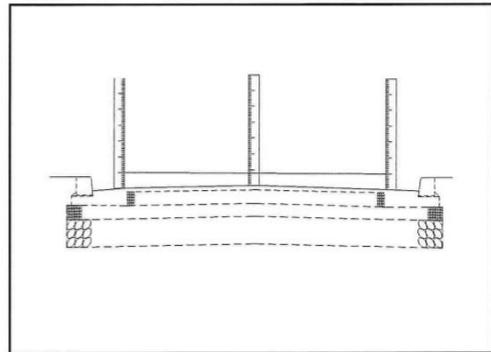


- 底部を開封した状態を撮影する。

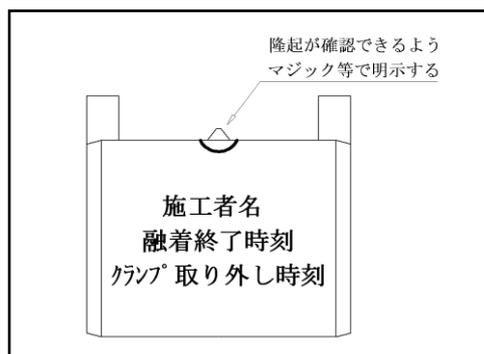
### 路盤工



### 表層工



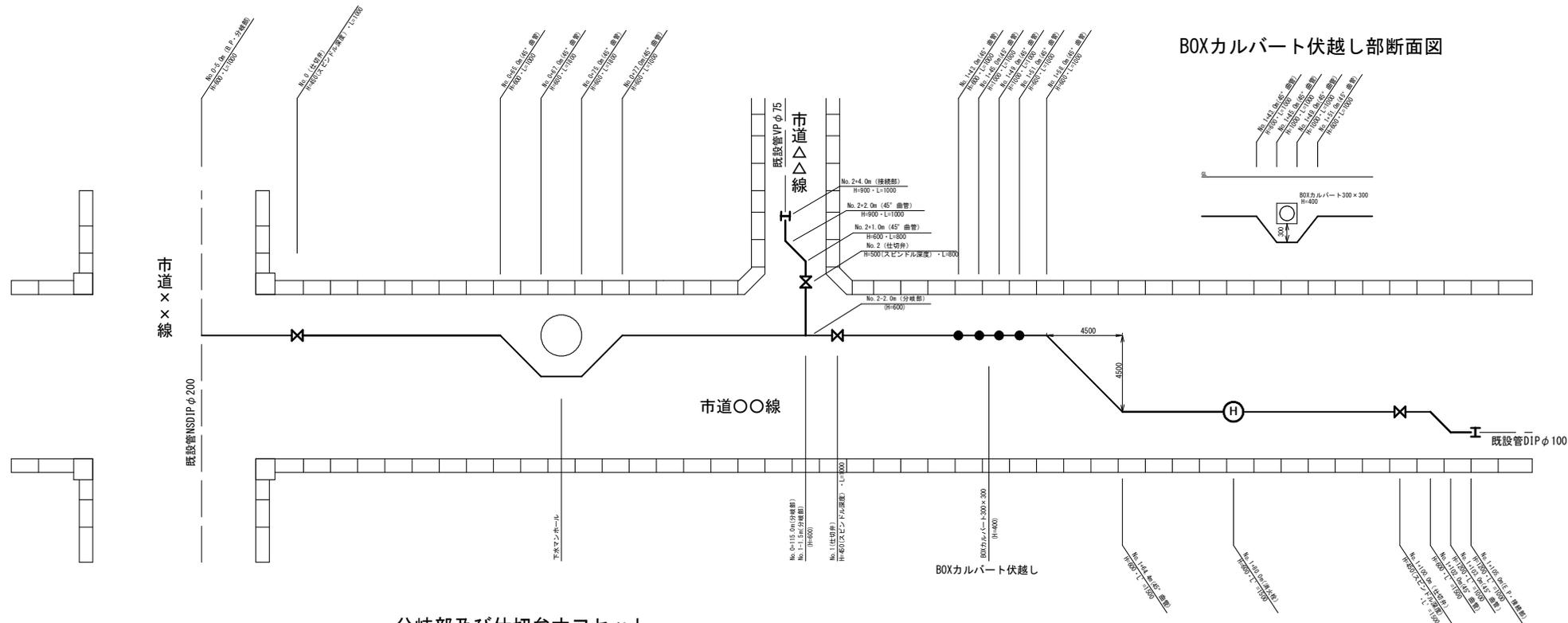
### 管接合状況(融着接合)



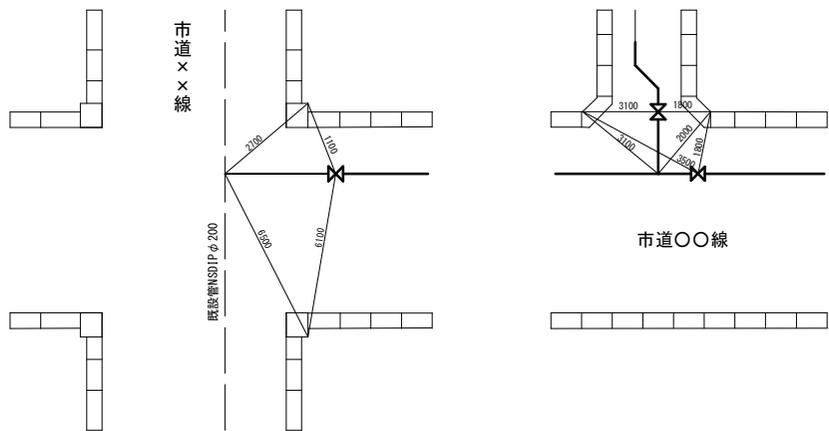




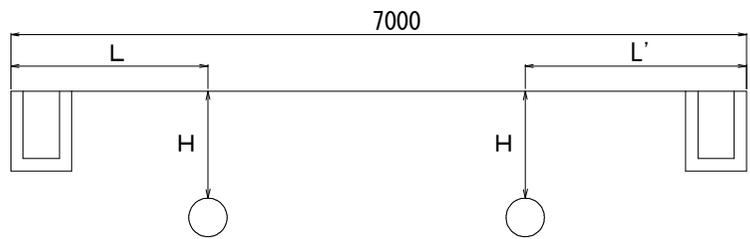
配管オフセット図 (S=free)



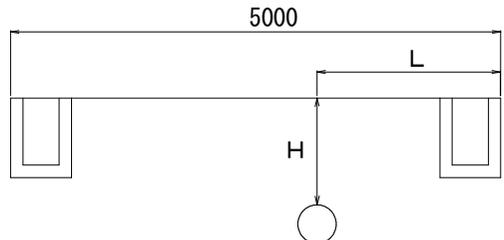
分岐部及び仕切弁オフセット



道路横断面図 (市道○○線)



道路横断面図 (市道△△線)



※管延長は、起点（仕切弁等）から管なりの平面延長とし土被り及び境界からの距離を明記すること

工事名	△△年度○○配水管布設替工事		
図面名	配管オフセット図(作図例)		
竣工年月日	△△年○月○日		
縮尺	free	図面番号	
会社名	○○水道株式会社		
事業名	山口県光水水道局		





区分



# 給水管切替台帳

水栓番号		位置図
住 所		
分岐口径	mm × mm	
分岐の種類	サドル分水栓・チーズ・割丁字	
工 事 名		
竣工年月日		
施工業者名		
平面図		
配管図		









再生資源利用促進実施書 ー建設副産物搬出工事用ー

2.建設副産物搬出実施

建設副産物の種類	①発生量 (掘削等) =②+③+④	現場内利用			減量化		現場外搬出について							再生資源利用 促進率 (②×③+⑤) / ①(%)		
		用途	②利用量	うち現場内 改良分	減量法	③減量化量	搬出先名称	区分	施工条件 の内容	搬出先場所住所	運搬距離	搬出先の 種類	④現場外搬出量		うち現場内改良分	⑤再生資源 利用促進量
特定 建設 資材 廃棄物	コンクリート塊	(トン)	(トン)	(トン)			搬出先1				km		(トン)	(トン)	(トン)	
	建設発生木材A (柱、ボードなど木製資材 が廃棄物となったもの)	(トン)	(トン)	(トン)			搬出先1				km		(トン)	(トン)	(トン)	
	アスファルト・ コンクリート塊	(トン)	(トン)	(トン)			搬出先1				km		(トン)	(トン)	(トン)	
建 設 廃 棄 物	その他がれき類	(トン)					搬出先1				km		(トン)		(トン)	
	建設発生木材B (立木、除根材などが廃 棄物となったもの)	(トン)	(トン)	(トン)			搬出先1				km		(トン)		(トン)	
	建設汚泥	(トン)	(トン)	(トン)		(トン)	搬出先1				km		(トン)	(トン)	(トン)	
	金属くず	(トン)					搬出先1				km		(トン)		(トン)	
	廃塩化ビニル管 ・継手	(kg)					搬出先1				km		(kg)		(kg)	
	廃プラスチック (塩化ビニル管・ 継手を除く)	(トン)					搬出先1				km		(トン)		(トン)	
	廃石膏ボード	(トン)					搬出先1				km		(トン)		(トン)	
	紙くず	(トン)					搬出先1				km		(トン)		(トン)	
	アスベスト (飛散性)	(トン)					搬出先1				km		(トン)		(トン)	
	その他の分別 された廃棄物	(トン)					搬出先1				km		(トン)		(トン)	
	混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)	(トン)					搬出先1				km		(トン)		(トン)	
	建 設 発 生 土	第一種 建設発生土	(地山m3)	(地山m3)	(地山m3)			搬出先1				km		(地山m3)	(地山m3)	(地山m3)
		第二種 建設発生土	(地山m3)	(地山m3)	(地山m3)			搬出先1				km		(地山m3)	(地山m3)	(地山m3)
第三種 建設発生土		(地山m3)	(地山m3)	(地山m3)			搬出先1				km		(地山m3)	(地山m3)	(地山m3)	
第四種 建設発生土		(地山m3)	(地山m3)	(地山m3)			搬出先1				km		(地山m3)	(地山m3)	(地山m3)	
浚渫土 以外の泥土		(地山m3)	(地山m3)	(地山m3)			搬出先1				km		(地山m3)	(地山m3)	(地山m3)	
浚渫土 (建設汚泥を除く)		(地山m3)	(地山m3)	(地山m3)			搬出先1				km		(地山m3)	(地山m3)	(地山m3)	
合計		0.0 (地山m3)	0.0 (地山m3)	0.0 (地山m3)			搬出先1				km		(地山m3)	(地山m3)	(地山m3)	

# 再 資 源 化 等 報 告 書

年 月 日

様

フリガナ  
氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号                      -                      ) 電話番号                      -                      -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

## 記

1. 再資源化等が完了した年月日                      年                      月                      日

2. 再資源化等に要した費用                      万円 (税込み)

3. 工事の概要

① 工事の名称 \_\_\_\_\_

② 工事の場所 \_\_\_\_\_

4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地等

種 類	排出量	搬出先名 (処理施設名)	処理施設所在地
コンクリート	トン		
	トン		
アスファルト・コンクリート	トン		
	トン		
建設発生木材	(再資源化)    トン		
	(再資源化)    トン		
	(再資源化)    トン		
	(縮減)        トン		
そ の 他	トン		
	トン		
	トン		
総排出量			

(参考資料を添付する場合の添付資料) ※資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合など

- 様式1 再資源利用実施書 (必要事項を記載したもの)
- 様式2 再生資源利用促進実施書 (必要事項を記載したもの)

